

成年被後見人等宛て通知書等の送付先住所登録届（新規・変更・終了）

（いずれかに○をお願いします。）

（宛先） 館林市長

（提出先：福祉部高齢障がい政策課高齢者支援係）

受付印

市から本人（成年被後見人等）宛てに送付される通知書等は、成年被後見人等宛てに送付するよう届け出るとともに、所管課で情報を共有することに同意します。また、本人が被後見人又は被補助人である場合は、この登録届の提出及び前述の情報共有について、本人の同意を得ていることを申し添えます。なお、送付先登録に伴う一切の責任については、申請者（成年被後見人等）が負い、添付書類の記載内容については、現在も相違ありません。

申請者 (成年被後見人等)	フリガナ		届出日	年	月	日
	氏名			本人との関係	<input type="checkbox"/> 成年被後見人	<input type="checkbox"/> 保佐人
	住所	〒 -	<input type="checkbox"/> 補助人		<input type="checkbox"/> 任意被後見人	電話番号 ()
送付先	住所	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ				
		<input type="checkbox"/> 申請者住所と異なる場合（※事務所等に送付先を設定される場合に御記入ください。）				
		〒 -	電話番号 ()			
(申請者と送付先との関係：)		(例：事務所、勤務先等)				

※ 郵便物の宛名に本人（被後見人等）の氏名を記載する場合がありますので御了承ください。

本人 (成年被後見人等)	フリガナ		生年月日	大正	年	月	日
	氏名			昭和	年	月	日
	住所	〒 -	電話番号 ()				
添付書類	<input type="checkbox"/> 「登記事項証明書・代理行為目録（保佐、補助、任意後見の場合）の写し」又は「審判書謄本・審判確定証明書の写し」 ※登記事項証明書等は、最新のもの（現在の状況と相違ないもの）の添付をお願いします。 <input type="checkbox"/> 「申請者の身分証明書の写し」（マイナンバーカード、運転免許証等） <input type="checkbox"/> 「申請者と送付先の関係がわかるもの」（名刺、パンフレット等）※送付先が申請者住所と異なる場合のみ						

送付先の登録（変更・終了）を希望する通知書等の項目（該当欄に☑をいれてください。）

項目	全て	通知種別を指定する場合はこちらから選択 (一つの項目の全てを指定する場合は「全て」欄を選択してください。)
市税	<input type="checkbox"/>	①市県民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税（世帯主に限る）
国民健康保険	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑤資格関係 <input type="checkbox"/> ⑥医療費通知関係 <input type="checkbox"/> ⑦給付関係
後期高齢者医療制度	<input type="checkbox"/>	⑧資格関係 ⑨給付関係 ⑩保険料関係
福祉医療	<input type="checkbox"/>	⑪福祉医療関係
生活保護関係	<input type="checkbox"/>	⑫生活保護関係
障害者福祉	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ⑬障害者手帳関係 <input type="checkbox"/> ⑭障害者医療関係 <input type="checkbox"/> ⑮障害福祉サービス関係 <input type="checkbox"/> ⑯障害者手当関係
措置	<input type="checkbox"/>	⑰老人福祉法の措置関係
介護保険	<input type="checkbox"/>	⑱資格・認定関係 ⑲給付関係 ⑲保険料関係
予防接種	<input type="checkbox"/>	⑳予防接種関係
健康診査・がん検診	<input type="checkbox"/>	㉑健康診査・がん検診
市営住宅	<input type="checkbox"/>	㉒市営住宅関係
道路占用	<input type="checkbox"/>	㉓道路占用・公共物使用関係
下水道	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ㉔受益者負担金関係 <input type="checkbox"/> ㉔貸付金償還金関係（下水道使用料は含まない）

＜注意事項＞

- 届出をしても、年齢未到達等の理由により届出時点でその業務に該当しなかった場合は、送付先が変更されないことがあります。その場合は、該当した時点で改めて届出をお願いします。
- 住民票や税証明等の交付申請や各種申告については、それぞれの担当課でその都度手続をする必要があります。
- 届出した日から、実際に送付先の変更が完了するまでに数日かかることがあります。また、届出日時点で、発送準備が整っている通知書等については、変更前住所に届くことがありますので、御了承ください。

【送付先変更対象書類】

項目	通知種別	対象者	対象となる通知書等	担当課
市税	①市県民税 ②固定資産税 ③軽自動車税 ④国民健康保険税	・市税納税者 ・市税過誤納者 ・市税滞納者 ・国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主	・納税通知書・更正決定通知書 ・過誤納金還付(充当)通知書・督促状・催告書 ・差押通知書・配当計算書・交付要求通知書 ・市民税申告書 ・国保税に関する各種通知	税務課 納税課 保険年金課
国民健康保険	⑤資格関係 ⑥医療費通知関係 ⑦給付通知関係	・被保険者(国保加入者) ・国民健康保険被保険者がいる世帯の世帯主	・資格情報のお知らせ ・医療費通知書・ジェネリック差額通知書 ・給付に関する通知(高額療養費・医療費の還付に関する通知)	保険年金課
後期高齢者医療制度	⑧資格関係 ⑨給付関係 ⑩保険料関係	・75歳以上の被保険者 ・65歳以上で障害認定された方	・資格に関する通知 ・給付に関する通知 ・保険料に関する通知	
福祉医療	⑪福祉医療関係	・現在、受給中の方	・福祉医療制度に関する通知	
生活保護	⑫生活保護関係	・現在、受給中の方	・生活保護に関する全ての通知	社会福祉課
障害者福祉	⑬障害者手帳関係	・既に認定されている方	・身体障害者手帳に関する通知 ・療育手帳に関する通知 ・精神障害者保健福祉手帳に関する通知	高齢障がい政策課
	⑭障害者医療関係	・現在、受給中の方	・自立支援医療(更生・育成・精神通院)に関する通知	
	⑮障害福祉サービス関係	・現在、受給中の方	・障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービスに関する通知	
	⑯障害者手当関係	・現在、受給中の方	・特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、心身障がい者(児)扶養共済に関する通知	
措置	⑰老人福祉法の措置関係	・現在、措置されている方	・措置開始(廃止)決定通知 ・徴収金決定(変更)通知書・徴収金納付書	
介護保険	⑱資格・認定関係	・第1号被保険者(65歳以上) ・認定申請している第2号被保険者(40～64歳)	・介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、認定結果通知書ほか、資格・認定に関する各種通知	介護保険課
	⑲給付関係	・要支援・要介護認定を受けている第1号、第2号被保険者	・給付に関する各種通知	
	⑳保険料関係	・第1号被保険者(65歳以上)	・納入通知書等、介護保険料に関する各種通知	
予防接種	㉑予防接種関係	・予防接種の対象の方	・各種予防接種に関する通知	健康推進課
健康診査・がん検診	㉒健康診査・がん検診関係	・健康診査・がん検診の対象の方	・各種健康診査・がん検診に関する通知	
市営住宅	㉓市営住宅関係	・市営住宅に入居されている方	・収入申告書・収入認定通知書・家賃等納付書 ・督促状・その他市営住宅に関する各種書類	群馬県住宅供給公社(建築課)
道路	㉔道路占用・公共物使用関係	・道路占用者、公共物使用者	・占用料納入通知書、占用継続許可申請等のお知らせ通知	道路河川課
下水道	㉕受益者負担金関係	・下水道事業受益者負担金を納付中の方	・決定通知書・納付通知書・督促状・催告書	下水道課
	㉖貸付金償還金関係	・水洗便所改造等資金貸付金を償還している方	・交付決定通知書・納入通知書	

注：本登録届の提出先は「館林市役所福祉部高齢障がい政策課高齢者支援係」となります。
各担当課では受付できませんのでご注意ください。